

**改正**

平成19年7月9日規則第161号

新潟市小須戸温泉健康センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟市小須戸温泉健康センター条例（平成16年新潟市条例第59号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(損傷等の届出等)

**第2条** 新潟市小須戸温泉健康センター（以下「センター」という。）を利用するものは、センターの施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失した場合は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(指定管理者の指定の申請)

**第3条** 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第9条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(その他)

**第4条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成17年3月21日から施行する。

**附 則**（平成19年規則第161号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**別記様式**（第3条関係）

新潟市小須戸温泉健康センター指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市小須戸温泉健康センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。